北九州市建設リサイクル資材認定制度要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北九州市建設リサイクル資材の認定に関し必要な事項を定めることにより、本市発注の工事での建設リサイクル資材の利用の促進を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「建設リサイクル資材」とは、再生資源を原材料の全部又は一部に使用して、製造又は加工がなされた建設資材をいう。

(2)　「ライフサイクルアセスメント的評価」とは、建設リサイクル資材が製造され廃棄又は再利用されるまでの各段階において、資源消費量の削減、地球温暖化防止への貢献、環境への貢献、最終処分時の環境負荷の削減の４項目について総合的な評価を行うことをいう。

(3)　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか次に揚げる者をいう。

ア　当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注　「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上、不適切と認められものをいう。

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過していないもの。

（委員会）

第３条　建設リサイクル資材について、品質・性能、ライフサイクルアセスメント的評価、経済性及び将来性等を審議し、認定の適否を決定するため、北九州市建設リサイクル資材認定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の組織は、別表１のとおりとする。

３　委員会の運営に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

（認定の対象）

第４条　北九州市建設リサイクル資材は、従来資材（原材料に再生資源を使用していない建設資材）と比較し、品質、供給、価格等について遜色なく、実証実験などを経て、商品化している製品が対象となる。認定の対象となる区分及び品目（以下、「認定対象品目」という。）は、別表２のとおりとする。

（申請者）

第５条　認定を申請することができる者（以下、「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当すること。

(1)　建設リサイクル資材を製品として製造していること。

(2)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業（団体等）ではないこと。

２　前項の申請は、認定を受けようとする建設リサイクル資材の販売等を行う者が代理して行うことができる。（以下、「代理申請者」という。）

３　北九州市暴力団排除条例第６条に基づき、申請を行う企業（団体等）については、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する企業（団体等）に関しての情報照会を警察に行う。

４　申請者及び代理申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合の申請は無効とする。

(1)　暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する企業（団体等）と判明したとき。

(2)　暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する企業（団体等）であることを警察への情報照会により確認したとき。

（申請）

第６条　申請者は、認定対象品目毎に、次の各号に掲げる申請書等を提出しなければならない。

(1)　北九州市建設リサイクル資材認定申請書　（様式１）

(2)　添付資料　（別表３のとおり）

(3)　その他、市長が必要と認めるもの

２　申請は、年２回受け付けるものとする。

３　申請期間は、次の各号に掲げる期間（閉庁日の場合は、翌開庁日）とし、技術監理局技術部技術支援課に申請するものとする。

(1)　上半期申請　　4 月 1 日から　5 月 31 日まで

(2)　下半期申請　　10 月 1 日から 11 月 30 日まで

（認定）

第７条　委員会は、申請のあった建設リサイクル資材（以下、「申請資材」という。）について、「北九州市建設リサイクル資材の認定評価基準（以下、「認定基準」という。）」に基づき審議し、認定の適否を決定する。

２　委員会は、審議に際して必要な事項を申請者から聴取することができるほか、実験等による検証を指示することができる。

３　委員会は、必要に応じて専門家等の第三者に意見を求めることができる。

４　第２項及び第３項に係る諸費用等は申請者の負担とする。

（審議期間等）

第８条　委員会は、申請期間の終了後９０日以内に申請資材の審議を行い、認定の適否を決定する。

２　委員会は、認定を決定したとき、その旨を申請者に通知（様式２）する。

３　申請資材の審議において、認定基準を満足しない申請資材及び第１項の期間内に認定の適否が決定できない申請資材について、委員会はその旨を申請者に通知するものとする。

４　第３項の通知を受けた申請者は、その通知日から起算して 14 日（土日、祝日を含む。）以内に、委員会に対して通知内容の理由について、書面で説明を求めることができる。

５　第４項の説明を求められたとき、委員会は文書により回答するものとする。

（認定日）

第９条　認定日は、次の各号に掲げる日とする。

(1)　上半期申請分　１０月１日

(2)　下半期申請分　　４月１日

２　市長は、必要に応じて、認定に条件を付すことができる。

３　市長は、認定したとき、その旨を市ホームページで公表するものとする。

（認定証の交付）

第１０条　市長は、認定した建設リサイクル資材（以下、「認定資材」という。）の申請者（以下、「認定事業者」という。）に対して認定証（様式３）を交付する。

２　認定の有効期間（以下、「有効期間」という。）は、認定の日から起算して３年間とする。

（定期報告）

第１１条　認定事業者は、北九州市建設材料試験場、その他公的試験機関等で品質試験

を少なくとも６か月に１回行い、その結果を認定資材の出荷量の実績とあわせて、４月及び１０月に市長へ報告するものとする。

２　前項に規定した品質試験を行うべき期間に、認定資材の出荷の実績がない場合は、その旨を市長へ報告するものとし、品質試験の実施及び試験結果の報告を省略することができる。

３　市長は第１項のほか、必要な場合に報告を求めることができる。

４　第１項及び前項に係る諸費用等は、認定事業者の負担とする。

（認定の更新）

第１２条　認定事業者は、有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするとき、有効期間満了前に第６条第１項に掲げた申請書等を申請期間内に提出しなければならない。

２　第６条第１項第２号の添付資料は、別表３のうち、１の(5)から(9)を省略することができる。

３　第１項の申請があった認定資材について、有効期間満了の日までに認定の適否が決定されないときは、決定するまでの間、従前の認定は効力を有するものとする。

（認定の取消）

第１３条　次の各号のいずれかに該当するとき、委員会は認定の取り消しを決定することができる。

(1)　認定資材の品質、安全性等について重大な欠陥があるとき。

(2)　認定基準第６条第３項に該当したとき。

(3)　その他、委員会が必要と認めるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するとき、委員長は認定の取り消しを決定することができる。なお、認定の取り消しを決定したとき、委員長は各委員にその旨を報告するものとする。

(1)　認定事業者より認定取り下げ申請があったとき。（様式４）

(2)　認定事業者が偽りその他不正の手段により、認定を受けていたことが判明したとき。

(3)　認定事業者が暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する企業（団体等）と判明したとき。

(4)　認定事業者が暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する企業（団体等）であることを警察への情報照会により確認したとき。

(5)　その他、委員長が必要と認めるとき。

３　第２項の規定は、代理申請者に対しても適用するものとし、認定事業者を代理申請者と読み替えるものとする。

４　第１項及び第２項の規定により認定の取り消しを決定したとき、市長はその旨を認定事業者に通知（様式５）するとともに、その旨を公表するものとする。

（その他）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、認定に必要な事項は委員長が定める。

付　　則

（施行期日）
この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
（施行期日）
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
（施行期日）
この要綱は、令和２年８月１日から施行する。
（施行期日）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
（施行期日）
この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。
（施行期日）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１　北九州市建設リサイクル資材認定委員会 組織表

役職名	局　名	補　職　名
委員長	技術監理局	局長
委　員	技術監理局	技術部長
	都市戦略局	都市再生推進部長
	都市整備局	道路部長、河川公園部長、建築部長
	環　境　局	循環社会推進部長、グリーン成長推進部長
	産業経済局	農林水産部長
	港湾空港局	港湾工事担当部長
	上下水道局	水道部長、浄水担当部長、 下水道部長、下水道施設担当部長

別表２　北九州市建設リサイクル資材認定対象品目表

区　　分	品　　目
1　アスファルト混合物等	常温合材、改質アスファルトコンクリート、 アスファルトコンクリート
2　舗　装　材	舗装用骨材
3　路　盤　材	鉄鋼スラグ使用路盤材、陶磁器くず入り再生路盤材、 石炭灰再生資材使用再生路盤材
4　舗装用ブロック	インターロッキングブロック、レンガ、 コンクリート平板ブロック
5　道路付属物等	外柵
6　公園資材等	土壌改良剤（バーク堆肥同等品）、デッキ材、ベンチ、 グランド舗装材、車止め、プランター、路面表示板
7　埋　戻　材　等	改良土、再生砂、鉄鋼スラグ使用軟弱地盤改良材
8　擁　壁　等	積みブロック
9　建　築　資　材	モルタル軽量骨材、断熱材
10　港　湾　資　材	港湾資材
11　コンクリート二次製品	コンクリート二次製品
12　そ　の　他	

別表３　添付資料一覧表

認定評価項目	添　付　資　料
１　品質・性能評価	(1)　品質証明１（公的試験機関によるもの）
	(2)　品質証明２（自社で必要とする品質試験）
	(3)　安全性を証明する書類一式
	(4)　施工実績一覧表
	(5)　品質管理体制及び規定（試験機器等内訳）
	(6)　安全組織管理図
	(7)　出荷状況及び供給可能量
	(8)　建設リサイクル資材の写真
	(9)　建設リサイクル資材製造フロー図
２　ライフサイクルアセスメント的評価	(1)　ライフサイクルアセスメント（ＬＣＡ）的評価シート及びライフサイクルアセスメント（ＬＣＡ）データシート
３　コスト評価	(1)　単価比較表（従来資材との比較）
４　その他	(1)　ＪＡＳ・ＪＩＳ・品質・性能・試験・安全性に係る基準等の根拠資料
	(2)　パンフレット、カタログ等